

令和3年1月末日

支部長・組合員 各位

(一社) 富山県建築組合連合会

(公印省略)

大雪による家屋被害の見舞金申請について (ご案内)

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、県連事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、1月中旬の未曾有の大雪により県内では、家屋被害等著しい被害が発生いたしました。

被害に遭われました組合員の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

なお、全組合員に加入頂いております「こくみん共済 COOP のスクラム共済」では、保険契約により申請に基づき見舞金が支出されることになっております。

つきましては、被害に遭われた組合員様には、以下に該当される場合は申請・お手続きの対象となりますのでお手数ですが、内容をご確認頂き申請いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

I. 「スクラム共済 (慶弔共済)」のみご加入の方の場合

1. 対象となる状況

- ・住宅本体の損害額が20万円を越えた場合
(※カーポート (車庫)・物置・門扉などの損害は対象となりません)

2. ① 申請方法

被災確認は本来、現場調査が基本となりますが、迅速にお見舞金のお支払いをさせて頂く為 現場調査を省略し、書類審査となります。

別紙「慶弔共済請求書兼在籍証明書兼被災状況報告書」に

被災組合員氏名等の必要箇所、損害内容までの欄に、記入例を参考にご記入頂き、お振込み口座も忘れずにご記入願います。

② 送付方法

支部長または、支部事務所を通じて一社) 富山県建築組合連合会までご提出下さい。

(A3サイズのままの提出が必要な為、ご持参か郵送でお願いいたします。)

③ 注意事項

※報告書の様式は、複数組合員記載スタイルとなっておりますが、1戸につき、1枚での申請でお願い致します。

3. お支払いさせて頂く共済金額は以下の通りです。

風水害などによる損害の程度	見舞金
損害額が 100 万円を超える場合	30,000 円
損害額が 20 万円を超え 100 万円以下の場合	10,000 円

※別紙、スクラム共済保障内容及び対象範囲確認表をご覧ください。

Ⅱ. 別途任意で「火災共済・自然災害共済」にご加入の場合

直接「住宅損害受付センター」または「こくみん共済 COOP」 HP から

被災連絡をお願い致します。

1. 対象となる状況

- ・損害額が 10 万円を越えた場合。

2. 基本的に書類審査となる為、以下の書類が必要です。

- (1) 被害箇所の写真（全景や様々な方向から数枚お願いします）
- (2) 被害内容によっては現場調査が必要な場合があります（別途ご連絡が入ります）
- (3) 後日、こくみん共済 COOP より直接ご契約者へ支給書類が郵送されますので、必要事項を記載、必要書類を添付の上、ご返送願います。

【住宅被害のご連絡先】

◆住宅損害受付センター

フリーダイヤル（携帯・PHS からも OK）0120-131-459（受付 24 時間 365 日）

◆こくみん共済 COOP ホームページ 住宅災害受付フォーム

<https://www.zenrosai.coop/>

◆既にマイページご利用ある方

マイページから「住宅災害受付」フォームにて入力できます。

※その他ご不明な点がございましたら、詳しくは、直接こくみん共済 COOP へご連絡下さい。

こくみん共済 COOP 富山推進本部 ・富山支所 TEL (076) 431-5000

・高岡支所 TEL (0766) 21-7000

(営業時間：平日 9 時～17 時)

3. 留意事項

※凍結により水道管（当該機器のみ）が破損した場合は、火災共済（建物共済）に

20 口以上ご加入の方に対し、1 世帯当たり 10 万円を限度に「水道管凍結修理用共済金」の対象となる場合があります。（詳細は、別紙 3 をご覧ください）

※雨漏りに関して、建物に被害の無い場合は対象にならない場合があります。

※損害額は、こくみん共済 COOP の基準により算出しますので、工事業者などの見積書等はあくまでも目安となります。

対象範囲確認表

慶弔共済（住宅損害）風雪害

○＝共済金の支払対象 ×＝共済金の支払対象外

損害額 こくみん共済 coop の認定基準に基づく	慶弔共済		
	建物本体	建物+②建物の損害額に含める物	家財損害 ③建物の損害額に含めない物
20万円超	○	○	×
20万円以下	×	×	×

※慶弔共済（住宅災害見舞金のあるタイプ）については、建物損害が20万円超から対象となります。

《損害額認定についての注意事項》

- ① 建物の損壊（瓦の割れ等）にともなう雨漏りによる損害は損害額に含めます。
（損壊にともなわない場合は損害額に含みません。）
- ② 建物の損害額に含めるもの

従物	●建具（ドア、窓ガラス、障子、襖、サッシ、網戸、雨戸）
	●窓格子 ●窓手摺り ●雨樋 ●玄関ポーチ ●風除室
付属設備・付帯設備	●建物から独立している同一敷地内の浴室、炊事場、便所等 （建物内に別に浴室、炊事場、便所等が存在しない場合）
	●ベランダ ●テラス ●バルコニーなど
	●電気設備（分電盤、コンセント、埋込みスイッチ、屋内配線、電話配線など）
	●ガス設備（ガス管） ●浴槽設備（風呂釜、浴槽）
	●給排水設備（衛生器具、給排水管、水栓、浄化槽、太陽熱温水器・給湯器）
	●厨房設備（流し台、調理台、ガスレンジ、吊戸棚、システムキッチン、換気扇）
	●冷暖房設備 ●暖炉 ●セントラルヒーティング（壁に埋め込まれた部分）
	●TVアンテナ ●屋上物干し場 ●ウッドデッキ ●サンルーム
●煙突および付随するもの ●外階段 ●エレベーター ●インターホン ●犬走り	

- ③ 建物の損害額に含めないもの

付属工作物	●門 ●門扉 ●塀 ●垣根 ●カーポート
	●建物外に作られたかまど
	●地面に固定されているブランコ、鉄棒、物干し柱等
	●（建物外の給湯器、井戸用ポンプ、風呂釜等）の囲い
	●建物に付属する雪囲い
付属建物	●カーブミラー ●造園用アーチ ●外の水栓 ●地中設置型の融雪機
	●物置
	●車庫
付属建物	●納屋

スクラム共済保障内容

スクラム共済【交通災害共済・総合(慶弔)共済】

一社) 富山県建築組合連合会

保障内容		保障額		
交通事故	交通事故による死亡		1,000,000円	
	交通事故による障がい(重度障がいを含む)	最高	1,000,000円	
		最低	40,000円	
	交通事故による入院	入院5日目～最高180日	日額	2,000円
		入院4日目まで	日額	1,000円
交通事故による通院(最高90日)		日額	1,000円	
住宅災害	火災	全焼・全壊	1,000,000円	
		半焼・半壊	最高	900,000円
			最低	500,000円
	落雷、ガス爆発 車両の飛び込み 等を含む	一部焼・一部壊	最高	300,000円
			最低	50,000円
	風水害による損壊	全壊・流失		300,000円
		半壊		150,000円
		床上浸水	最高	150,000円
			最低	10,000円
		一部壊 損害額100万円以上		30,000円
		一部壊 損害額20万円以上		10,000円
	地震による損害 ※地震災害 見舞金含む	全損		200,000円
		半損		100,000円
一部損			20,000円	
月払い掛金			150円	

- * 住宅災害については、組合員の居住する住居となります。
- * 交通災害については、以下の交通機関に関わる事故が対象となります。詳しくはこくみん共済にお問い合わせ下さい。
 - 自動車/電車/航空機/船舶/自転車/エスカレーター/駅の構内(改札口の内側)/リフト
- * 交通事故については、道路上で以下の不慮の事故で被害にあった場合、対象となります。
 - 詳しくはこくみん共済にお問い合わせ下さい。
 - 火災/破裂・爆発/建造物・工作物の倒壊、落下/がけ崩れ・土砂崩れ

こくみん共済
(076)431-5000

慶応共済請求書兼罹災証明書兼被災状況報告書 (No.)

県労働者 専任職員 専任職員(自治体発行の全額・半額の証明書を添え共済金を請求します。
なお、下記組合員は専任職員現在、当団体の組合員(会員)であり、居住物件において記載の損害を受けたことを証明いたします。

組合員氏名、生年月日、性別、年齢、住所、電話番号、勤務先、口座番号、預金種別、口座名義

組合員氏名、生年月日、性別、年齢、住所、電話番号、勤務先、口座番号、預金種別、口座名義

組合員氏名、生年月日、性別、年齢、住所、電話番号、勤務先、口座番号、預金種別、口座名義

組合員氏名、生年月日、性別、年齢、住所、電話番号、勤務先、口座番号、預金種別、口座名義

ご記入例

① 組合員氏名～損害内容のご記入

② 罹災状況報告のご記入

風水害

組合員氏名、生年月日、性別、年齢、住所、電話番号、勤務先、口座番号、預金種別、口座名義

Main table with columns: 組合員氏名, 生年月日, 性別, 年齢, 現住所, 構造, 居住, 面積, 被害, 程度, 調査内容, 認定額

共済金請求に伴う個人情報の取り扱いについて

- ① ご本人共済 coop は、共済金支払請求書、添付いただいた書面に記載されている各個人情報を含み、取得した個人情報は、法外で定められた場合を除き、共済金の支払の支払の目的に限り利用いたします。
② 前記、各個人情報は、ご本人共済 coop が適切な取扱いに管理し、一定期間を経過した後は、内部に定めたルールに従い責任を持って処分いたします。
③ 共済金の支払請求書はご本人共済 coop に委託しています。
④ この共済金請求書を提出した場合は、支払通知書の発行、加入者からの領収書の提出は省略します。